

平成28年 1月29日（金曜日）

午後 1 時31分開会

会議に付した案件

協議事項

1. パブリックコメント等により提出された意見に対する委員会の考え方について
2. 条例案の決定について
3. 委員会報告書骨子案について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（11人）

委 員 長	右 松 隆 央
副 委 員 長	横 田 照 夫
委 員	坂 口 博 美
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	二 見 康 之
委 員	清 山 知 憲
委 員	太 田 清 海
委 員	岩 切 達 哉
委 員	河 野 哲 也
委 員	前 屋 敷 恵 美
委 員	有 岡 浩 一

欠 席 委 員（なし）

委 員 外 議 員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押 川 幸 司
政策調査課副主幹	沖 米 田 哲 哉

右松委員長 それでは、ただいまから、宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

すが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

これから協議に入ります。

まず、パブリックコメント等により提出された意見に対する委員会の考え方についてであります。

資料1をごらんください。

資料1は、パブリックコメント等の結果についてまとめたものであります。昨年11月19日から12月21日までの33日間でパブリックコメントを実施いたしました。期間中、新聞やラジオ、ホームページ等による広報を実施いたしまして、県民の皆様から数件のお問い合わせがありましたけれども、最終的に意見の提出はありませんでした。また、関係団体等からの意見聴取においては、関係団体から3通、市町村・市町村教育委員会から4通、県の関係部局から1通の合計8通の書面の提出がありました。

次に、資料2をごらんください。

資料2は、いただいた意見を要約しまして、それに対する委員会の考え方の案を示したものであります。それぞれの意見に付しております委員会としての考え方の案について、後ほど御議論いただきまして、決定したものを、後日、意見を提出していただいた方々に対し、書面にて送付することとしております。

続きまして、資料3をごらんください。

資料3は、昨年10月末の委員会で決定した要綱案であります。今回意見が出されている箇所には下線を付してわかりやすくしております。議論の際に参照していただければと思います。

では、まず、資料2につきまして書記に説明させます。お願いします。

押川書記 御説明いたします。

資料2をごらんください。

囲みの部分のこれから御協議いただく内容といたしまして、まず、意見等のホームページ掲載についてでございます。

パブリックコメントにつきましては、御意見及び回答のホームページ掲載が必須となっておりますが、関係団体等からの意見聴取については、ホームページ掲載は任意となっております。3年前の地域医療対策特別委員会では、ホームページ掲載はしない扱いとしておりましたことから、今回もこれに合わせた形で案を作成しております。この取り扱いでよいか後ほど御協議いただきたいと思います。と存じます。

次に、委員会としての考え方についてであります。

1枚めくっていただきまして、ここでは団体ごとにいただいた御意見と、それに対する委員会としての考え方を示しております。委員会の考え方につきましては、後日、意見を提出していただいた方々に郵送でお返りする予定となっております。案にある内容及び表現でよいか、後ほど御協議いただきたいと思います。と存じます。

また、1枚めくっていただきまして、右側のページの(5)になりますが、案が2つ並んでいるかと思えます。1つの案に絞ってお示しすることが難しかった項目につきましては、このような形で示させていただいております。このように、2案並んだ項目が全部で4項目ございます。どちらの案が適当か、内容や表現を含めまして、後ほど御協議いただきたいと思います。と存じます。

最後に、協議の進め方につきましては、各関係団体ごとに、まず、1つの案のみで整理され

ている項目について一括して御協議いただき、その後2つの案をお示した項目について、それぞれ御協議いただく形で考えております。よろしく御願いいたします。

説明は以上となります。

右松委員長 説明は終わりました。

それでは、資料の順に従い、一つ一つ議論をしていきたいと存じます。

まず、一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会についてであります。

ページをめくっていただければと思います。それでは、詳細について書記に説明させます。お願いします。

押川書記 御説明いたします。

資料2の2ページ目をごらんください。

まず、いただいた御意見についてですが、特に要望等はなく、要綱案を子ども会活動に当てはめるところなるといことで、検討の一助としてくださいという趣旨でありました。

次に、委員会としての考え方ですが、2行目で、「御意見の趣旨を踏まえ、議会としましても、各項目について適切な運用が図られるよう、執行機関に対し積極的に意見を述べていきたい」というような形で、運用面に対応する方向で回答を作成しております。

説明は以上となります。

右松委員長 説明は終わりました。

それでは、まずは、子ども会育成連絡協議会から提出があったものに関して、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

先ほど書記のほうから説明がありましたとおり、委員会としての考え方につきましては、こちらのほうに書いていますとおり、大変参考になりましたといことで、運用面において、積極的に執行機関に対して意見を述べていきたい

という回答案を作成させていただいたところ
です。

太田委員 いいんじゃないでしょうか。特に
なければ、同じように。

右松委員長 子ども会としては、こういうふ
うな考え方といいますか、特段この条例に関す
る具体的な意見ではないものですから。よろし
いでしょうか。ありがとうございます。それで
は、そのように委員会としての考え方、これを、
子ども会育成連絡協議会のほうに、お送りした
いと思っています。

続きまして、次のページであります。

宮崎県高等学校PTA連合会についてであり
ます。

それでは、詳細について書記に説明させます。
お願いします。

押川書記 御説明いたします。これに関しま
しては、項目が多いですので、主に御協議いた
だきたいと考えております（5）について御説
明させていただきます。

まず、いただいた御意見の内容についてです
が、おおむね18歳以下の者を子どもと定義する
と、選挙権を有する18歳の者も子どもとなり違
和感を覚えますが、十分に議論されたのでしょ
うかというものであります。

回答としましては、2案用意させていただい
ております。

案1は、この要綱案では、誕生からおおよそ高
校生段階までの者を対象と想定しており、おお
むね18歳以下の者を子どもと定義づけした旨、
説明しております。また、赤で修正してありま
すが、わかりやすくするために、修正を施して
おります。あと、参考資料としてお配りしまし
た法令等も、あわせて参考といたしまして、回
答案を作成させていただきました。

続きまして、案2は、子どもの定義を18歳未
満の者に改めるものであります。もっとも、こ
のような扱いにしますと、例えば、高校3年生
の同じクラスの中で、この条例の対象となる者
と対象とならない者が出てきてしまいますので、
この点について何らかの説明が必要になるかと
思われます。

事務局といたしましては、家庭教育支援と18
歳選挙権の話は必ずしも強い関連性を持って議
論されるものではないと思われまますので、案1
で問題ないのではないかと考えております。

説明は以上であります。

右松委員長 それでは、今の説明にございま
したけれども、この中身について御意見等ござ
いましたらお願いいたします。条例のほうは、
資料3、4が条例でございまして、こちらのほう
に定義が「子どもとは、おおむね18歳以下の
者をいうこと」ということで、これに対して高
等学校PTA連合会のほうから意見が出たところ
であります。修正しない案、そして修正する
案ということで、案を2つ出させていただいて
いるところです。

太田委員 私の感じで言うと、修正しない案
でいいのかなという感じはするんですね。先
ほど説明のあったように、高校生なんかにも、
選挙権の場合はしょうがないけれども、高校生
というくくりで何か扱ったほうがいいような、18
歳、おおむねでいったほうが柔軟性があってい
いかと思ったりします。

坂口委員 趣旨がそれぞれ違うんだから、やっ
ぱりくくりでいったほうがいいです。修正しな
いほうがいい感じがしますし、定義で説明すれ
ば十分です。

右松委員長 ほかに御意見なければ、この修
正しない案ということで、5につきましては、

案1でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのようにいたします。案1ということで、修正しない案ということになります。

あと、ほかにこの高等学校PTA連合会のほうに何か御意見等がありましたら、お願いいたします。特段なければよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、次のページになります。

宮崎県校長会についてであります。

まず、詳細につきまして書記のほうに説明させます。お願いします。

押川書記 御説明いたします。主に御協議いただきたいと考えております（1）及び（2）について御説明させていただきます。

最初に（1）についてであります。いただいた御意見では、県民への周知・施策への十分な反映を担保するために、審議会または協議会等の設置義務を条例の中に盛り込んではどうかというものであります。

これに対し、回答といたしましては、周知・広報活動を積極的に行うほか、18の年次報告によるチェックをしっかりと行いますといった、やや抑えた表現にとどめております。

事務局といたしましては、審議会や協議会については、その必要性等を踏まえ、執行部で十分議論していただく趣旨で、要綱案の4の「県の責務」の で、家庭教育支援を目的とした体制の整備を定めておりますので、これで足りるのではないかと考えております。

次に、（2）であります。いただいた御意見は、「保護者」と「親」は同一の定義かというものでございまして、これに対しましては、原則、

「保護者」と「親」は同義語として使用しておりますが、11の「親になるための学び」では、規定の内容上、どうしてもそのように解せませんので、この部分についてのみ、「親」について父母を想定しているとの回答を作成しております。

説明は以上となります。

右松委員長 説明が終わりました。

ただいまの内容につきまして、御意見等ありましたら、お願いいたします。

岩切委員 今の事務局のほうの説明（2）について、11の「親になるための学び」について、このところで使う親は、父親、母親を想定して使用しておりますと、あえてお答えをされているんですけども、その辺を必要性があるかというところがはっきりとわからなかったものですから、基本的に親と保護者、前文で使われている親、孤立化する親もふえてきておるといような部分がありますけれども、親という概念を何かに固定していく、峻別する必要があるのかなというふうに思ひまして、親といえば、みんなが想定する親といえば大体親だろうと、変な言い方、そういう親になるということに対して、あえてほかの前文に出てくる親などは同義語として使用されるだけけれども、11の親は、あえて父親、母親ですよというところに、しっかりと区分けをしなくちゃいけないのかなというふうに感じまして、どこの部分においても親というのは、ほぼ保護者と同義語ではないかなと。

あえて、ここの11で想定する親というのは父親、母親ということですよという、あえて取り上げる必要があったかなというような感じがあって、はっきりしないなという、これが、校長会さんのほうにお返事をされて、やっぱり、そこでもどう違うのかいという話になってしま

いますと、難しいかなと。この前段の同義語と使用しておりますということで、終わっていいんじゃないかなと感じています。

右松委員長 ここは、皆さんの御意見いただきまして、修正することは全く問題ありませんけれども、皆さんの御意見がこの（２）につきまして、「11の…」以下に関しては、校長会のほうには削除して返答するかということだろうかと思えますけれども、このあたりについて御意見ありましたらお願いいたします。

二見委員 この保護者という言葉を使うに当たっては、ここでもう最初のときにいろいろとお話をしたと思うんですけども、父親、母親のみならず、いろんな後見人もとかという、いろんな立場の方々が子供を監護するというふうに定義してますので、その保護者というのは一つのいわゆる主語というか、主体性のある一つの言葉として独立して定義づけなければならないものであって、一方、前文とかいろんなところで出てくる親という言葉については、社会一般、通念上でいう親というイメージですよ。こうあるべきだとか、そういうものについての表現の仕方の方法として親という言葉を使っているというふうに見たほうがいいんじゃないかなと思います。

ここで言われてる、例えば、「親としての学び」とか「親になるための学び」というのは、親というのじゃなくて、その親としての学びという、その一つの言葉なんだというふうに理解したほうがいいんじゃないかなと、説明するときにも、保護者としての学びとかではなくて、やはり、人の親たるべきはどうあるのかというふうなことを学ぶという、そういう意味合いを含めたこの表現の違いということでもいいんじゃないかなと思います。

右松委員長 暫時休憩します。

午後1時50分休憩

午後2時26分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

宮崎県校長会から御意見いただきました件ですが、保護者と親は同一の定義かというところでもありますけれども、委員会としての考え方としまして、この条例では、全体としては親と保護者を同義語として使用していますという形で、返答するような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 そのようにいたします。

そうしましたら、あと、校長会のほうで、何か皆様から御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは次に、都農町から御意見をいただいておりますので、また、書記のほうから説明をお願いします。

押川書記 御説明いたします。

まず、いただいた御意見の内容についてですが、市町村での事業実施に際しては、財政的支援をお願いしたい、また、既存事業の活用もあわせてお願いしたいというものであります。

次に、委員会としての考え方については、2段落目で、基礎自治体である市町村との連携の重要性に触れた上で、適切な運用が図られるよう、執行機関に対し積極的に意見を述べていきたいというような形で、運用面で対応する方向で回答を作成しております。

説明は以上となります。

右松委員長 説明が終わりました。

ただいま都農町のほうからの内容、御意見につきまして、皆さんのほうから意見等ございま

したらお願いいたします。

太田委員 いいんじゃないでしょうか。

右松委員長 特段、これにつきましては、こちらの案でいきたいと思えます。

続きまして、宮崎市教育委員会についてであります。御意見等、お願いしたいと思えます。

まず、詳細について書記のほうに説明させます。お願いします。

押川書記 御説明いたします。

主に御協議いただきたいと考えております（1）につきましては、御説明させていただきます。

いただいた御意見は、今回の条例化の目的に関し、その詳細を問うものであります。

これに対し、回答は、要綱案の前文及び1の「目的」の内容を踏まえ、2段落目にありますように、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むきっかけとなるほか、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことの重要性を認識していただくきっかけになるということで、条例化の目的は、あくまでも「きっかけづくり」であるということと強調した内容としております。

説明は以上であります。

右松委員長 説明が終わりました。御意見等ありましたらお願いいたします。

なお、（2）については、先ほどの校長会と同じような内容の質問であります。これにつきましては、この条例では、全体としては、親と保護者を同義語として使用していますという形の返答になろうかと思えます。

あと、御意見がありましたら。

太田委員 いいんじゃないでしょうか。

右松委員長 よろしいでしょうか。それでは、

委員会としての考え方、こちらのとおりにお返答させていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、小林市教育委員会でございます。

委員会としての考え方も含めて、書記のほうから説明させます。お願いします。

押川書記 御説明いたします。

まず、いただいた御意見の内容についてですが、要綱案11の「親になるための学び」の表記にやや違和感があるので、「親として成長するための学び」としてはどうかというものであります。

次に、委員会としての考え方については、提案のあった表記に改めると、今度は、12の「親としての学び」と混同するおそれがありますので、このままの表記とさせていただきますというものであります。

説明は以上であります。

右松委員長 説明が終わりました。

こちらの小林市教育委員会について、御意見等ありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 では、委員会としての考え方とお返答したいと思えます。

それでは、最後になります。

高原町教育委員会のほうから御意見をいただいておりますので、また、書記のほうから説明をお願いします。

押川書記 御説明いたします。

主に御協議いただきたいと考えております（1）及び（2）について御説明させていただきます。

最初に（1）についてであります。いただいた御意見では、前文にあります「子どもの貧困

の問題化」という表現は一般的ではないので、「子どもの貧困の問題」とすべきではないかというものであります。

これに対する回答としては、修正する案、しない案で2案用意させていただいております。案1は、子どもの貧困の問題が進行・深刻化する旨を「問題化」と表現したと説明するものであります。案2は、指摘の趣旨を踏まえ、これを改めるものであります。

次に、(2)についてであります。いただきました御意見では、前文の3段落目に関しまして、家族形態の多様化も社会環境の一つであるから、「このような状況のもとで」という表現を「また」に改めるべきではないかというものであります。

これに対する回答も2案用意させていただいております。案1は、指摘の趣旨を踏まえつつ、家族形態の多様化という言葉に強調する趣旨で、「このような状況のもとで」という表現を採用したというものです。案2には、指摘の趣旨を踏まえ、これを改めるものです。

説明は以上となります。

右松委員長 説明が終わりました。

これにつきましては、条文の文言に入りますので、皆様の御意見等またいただければというふうに思います。

暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時39分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

高原町教育委員会のほうからございました件でありますけれども、まず、「子どもの貧困の問題化」ということになっております。これを「子

どもの貧困の問題」という形ではどうかということでありまして、言葉の使い方として定着をしているということでもありますので、これは、化を削りまして、「子どもの貧困の問題」という形にさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点ございました。前文でありますけれども、「このような状況のもとで」、ここを「また」というふうにしてはどうかということでありましたが、こういう環境があって、このような問題が起きていると、強調している意味も含めて、これにつきましては、「このような状況のもとで」ということで、変えずにいきますということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 では、そのようにいたします。

続きまして、総合政策部についてであります。

まず、詳細について書記に説明させます。お願いいたします。

押川書記 御説明いたします。主に御協議いただきたいと考えております(1)につきまして御説明させていただきます。

いただいた御意見は、「学校等」の定義について、この要綱案の前文に、「子どもの貧困の問題」という言葉が出てくることからすると、生活困窮家庭の子どもたちが比較的多く在籍する専修学校の高等課程や准看護学校等の各種学校も「学校等」の定義に含めるのが適当ではないかというものです。

これに対し回答は、2案用意させていただいております。案1は、専修学校等を含めないとする案で、この条例の主な支援対象として、就学前児童や小中学生がいる家庭を想定していることから、義務教育修了者が進学する学校については、いわゆる高校等のみに限定したという

ものです。

案2は、指摘の趣旨を踏まえ、専修学校等も学校等に含めるとするものです。

事務局でも検討しましたが、職業教育を行う専修学校等に家庭教育支援に係る役割を担わせるのは、やや酷ではないかという意見がある一方、専修学校等も含め、おおむね18歳以下の者が在籍する学校は、網羅的に学校等の定義に含めるべきという意見もあり、判断が非常に難しいとの印象を持ったところであります。

説明は以上となります。

右松委員長 説明が終わりました。こちらについて、案1、案2を出させていただいたところでもあります。皆様の御意見をいただければなと思います。

岩切委員 資料3の2の定義の「学校等」とありまして、この規定だけでは、専修学校等が漏れますよという指摘を文化文教課でしてきたという理解なんです。ただ、これまでも幾つかそういうさまざまな小中高校生、18歳に満たない、また、おおむね18歳までのお子さん方に何がしかの施策をしようというときには、どういう表記がなされていたのか、ほかの条例等は参考はないでしょうか。

右松委員長 暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後3時21分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総合政策部のほうから御意見がございました学校等の規定についてであります。休憩中いろいろ議論をしてみました。18歳以下の子供たちに関しては、やはり、しっかりと家庭、学校、そして地域、有職少年も含めて、しっか

り連携してバックアップしていこうというふうな、中でそういう意見は多々出たんですが、この学校等の規定につきましては、この今の私たちの条例、条文案のままということで、専修学校等は加えない案を採用するという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのようにいたします。

それでは、これまでに決定した内容を書面にいたしまして、相手方に送付をしたいと思いません。

次に、条例案の決定についてであります。

資料4をごらんください。資料4は、10月30日の委員会で決定した要綱案を、「宮崎県家庭教育支援条例」の案として整えたものであります。

資料5をごらんください。資料5は、宮崎県家庭教育支援条例（案）の各条項の趣旨並びに解釈及び運用に関する事項について、「ポイント解説集」として整理したものであります。

それでは、資料の詳細について書記に説明させます。お願いします。

沖米田副書記 では、まず資料4につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料4で赤字で書いておりますけれども、全体的な変更箇所として、幾つか形式的な修正をしております。1つ目ですけれども、条例形式に変更ということで、目的、第1条ですとか、定義、第2条、そういった形に変更しております。

それから、各条項の末尾を「こと」という表現にしておったんですけれども、そこを、条例の条文形式の表現に改めております。

それから、一番最後の施行期日ですけれども、附則ということで規定をしております。

形式的に修正したところ、赤字で見え消して表現しておりまして、前文のほうとか、ほかのところでも共通なんですけれども、前回にちょっと「全て」の使い方、平仮名、漢字混ざった状態になっておりまして、あえて平仮名にしておったんですけれども、ちょっと確認不足もございまして、常用漢字表では、もう漢字で表現をするということのようですので、「全て」というような形で漢字に改めております。

それから、前文のほうでいきますと、下から5行目、ここに「私たちは」という言葉を追加しております。最近できた県の条例を見ますと、こういう前文といたしますか、宣言文を入れる場合には、私たちはというふうな言葉を入れるのが通例というふうになっているようですので、こういうふうに加えております。

第2条第4項の一番最後の行、これは、「認定こども園」、これがちょっと漢字になっていたんですが、正確には法律上平仮名ということで、平仮名に改めております。

続きまして、めくっていただきまして、4ページをお開きください。

4ページの第9条、学校等の役割、第1項ですけれども、ここが「生活習慣」という表現になっておったんですけれども、この条例の中で生活習慣という言葉が何カ所か出てくるんですが、基本的に「基本的な生活習慣」というフレーズで使っておったので、そちらと合わせるといことで、基本的という言葉をつけ加えております。

それから、続きまして、下の第10条、事業者の役割の第1項です。これの3行目ですけれども、「就業環境」という言葉を追加しております。就業環境の整備、雇用環境の整備という理解で環境という言葉をつけ加えております。

続きまして、右側の5ページをごらんください。

第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化、こちらの第1項ですけれども、こちらのほうはちょっと改めて規定の内容も見直しまして、ちょっと赤字の言葉を追加してはどうかというふうにしております。もとの表現、修正前の規定の表現というのは、資料3にありますとおり、「県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため」という規定だったんですけれども、もともと多様な家庭環境に配慮した家庭教育と、この主体、主語は誰なんだろうというところを改めて考えたときに、あくまで家庭教育の主体というのは、この条例の中でも、保護者が行うものというのを第2条のほうで定義づけております。ですので、多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援、ここまでをワンフレーズというふうに捉えるべきではないかということにして、ちょっと長くなるんですけれども、赤字のような言葉を追加してはどうかと。その関係でちょっと推進推進となつてはちょっとあれですので、後ろのフレーズを「促進」という言葉に変えてはどうかという変更をしております。

続きまして、第14条の人材の養成等、これは、形式的な変更ですけれども、家庭教育に関する支援というのを1行目のほうで使っておりましたので、そちらに合わせるという趣旨で「家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携」というフレーズに変更しております。

主な変更箇所の説明につきましては、以上です。

押川書記 続きまして、資料5をごらんください。

ポイント解説集について御説明させていただきます。

きます。

まず、全体の構成といたしましては、各条ごとに、まず趣旨を明らかにした上で、必要に応じ、解釈や運用に関する事項について記載しております。

解釈や運用に関する事項については、委員会で議論された内容のほか、報告書の中で触れる予定としている内容や条例制定前の段階で明確にするのが適切と思われるような内容について記載しております。

主な項目について御説明いたします。

まず、4ページの中ほどであります。第2条の第5項関係で、「事業者」については、個人事業者及び法人等として、できる限り広く該当する形で解釈するよう求めております。そのため、法人格のない団体である権利能力なき社団なども含まれております。

次に、5ページの下の方、運用に関する事項の第1項関係の2つ目で取り消し線を引いております。「施策の体系的な整理・分析」は削除いたしまして、そのかわりに、その下の赤字の部分で「この条例の条文・条項に沿った体系的な整理に基づく施策の実施」という形にしております。

内容としましては、ほぼ同じではありますが、施策の実施を強調した上で、その前提として体系的な整理を求めるものにしております。これにつきましては、委員会報告書でも触れる予定としております。

続きまして、12ページの下の方、第13条の第1項関係の解釈及び運用に関する事項のところでございますが、例1及び例2という形でお示しをしております。これは、第13条第1項が、経済的な不安を抱える家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対しては、家庭教育に限らず、

家庭に関するさまざまな事柄についてサポートが必要であり、そのための環境づくりを促進する取り組みの例として示したもので、例1は、県外調査で訪れました和歌山県湯浅町の取り組みを、例2は、県内調査で訪れた日向市の取り組みをそれぞれ参考にしております。

続きまして、15ページの中ほどであります。第18条の運用に関する事項では、年次報告の方法について記載しております。施策の取りまとめ等の事務は、教育委員会が中心となり進め、報告は、文教警察企業常任委員会においてするものとしております。

主な項目の説明は以上であります。この後、お示ししました案につきまして、この内容及び表現でよいか、削除及び追加する項目はないかなどにつきまして、御協議いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

右松委員長 15ページ、最後のところなんです。県民の皆様へのメッセージとしまして、ここはちょっと追加させていただきました。県の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境が整うことを切に願うとともに、県当局に対しましては、以下の4つのポイントを中心に、この条例の適切な運用についてお願いしていきますということで、1つが部局の垣根を超えた体制づくりをお願いします、2つ目が、家庭の教育力の変化についての時系列による整理・分析をお願いしますと、3つ目に、さまざまな社会環境の変化を踏まえた施策の策定をお願いします、4つ目に、条文・条項に沿った体系的な施策の実施を運用のポイントとして執行部をお願いするというふうな形で、これは、今まで皆様から御意見いただいた、御議論いただいた内容をこういう形でまとめさせていただいて、

メッセージとして発信したいなというふう
思っているところです。

それでは、先ほど書記のほうから説明があり
ました条例（案）及びポイント解説集につきま
して、御意見いただければお願いします。形式
的な変更も結構あります。あとは言葉の使い方、
そして、中にはちょっと気になるところがあり
ましたら、皆さんのほうから御意見いただけれ
ばなと思います。

暫時休憩します。

午後3時33分休憩

午後3時36分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

条例案、そして、ポイント解説（案）、先ほど
ちょっと御指摘ありましたポイント解説につき
ましては、最後の委員会活動報告の巻末にこれ
を添付するということでもありますので、これも
公に出るといふ形になります。言葉の「全て」
を漢字にするとか、こういったところは全く問
題ないかというふうに思います。「貧困の問題」
も、問題化を消すような形になります。あと、
「私たち」を入れるという形で、御意見があり
ましたら。

丸山委員 条例の運用のポイントということ
で、4番目に条例の体系的な施策の実施とい
うの中に、最後のほうで予算がしっかり付く
ということを踏まえての実施になるかと思う
ので、できれば予算の確保というのを入って
いただくとよいと。実施は実施したらちょっと
お金がないとかいうんじゃくて、本当にしっ
かり頑張っていくよというふうな気持ちを出
していただくとありがたいと、実施の中に
予算というのが入っているんだよという気持
ちであれ

ば、それでいいんですけども。

右松委員長 予算の確保というところを、
施策の実施というところにそれが入れれば大
丈夫でしょうけれども。予算の確保という
ところを入れることによって担保するとい
いましょうか、その部分を入れるかにつ
いてどうでしょうか。15ページです。執
行部との兼ね合いもあるでしょうが、最
後の4です。条文・条項に沿った体系的
な施策の実施に加え、予算の確保を入
れるべきかと、その言葉を。（発言する者
あり）

暫時休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

先ほど丸山委員のほうからありました
予算の確保、大変重要な視点でありま
して、これにつきましては、4番目の
施策の実施の中にも含めるような形
をとらせていただいて、しっかりと
そのあたりは、当該委員会のほうで
訴えていただくというようなこと
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 そのようにいたします。

御意見等ございますでしょうか。

二見委員 13条の赤字のところ
です。「するための取り組みを推進
するため」って、そこじゃないとい
けないんですか。

右松委員長 これは、ちょっと私も
非常に迷ったんですけども、これを
もし外した場合どういふふうになる
かといいますと、県は、多様な家
庭環境に配慮した家庭教育を支援
するため、最初の文言が、多様な
家庭に配慮した家庭教育と。

暫時休憩します。

午後3時43分休憩

午後3時47分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

第13条であります。こちらのほうは、案として、「県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するための取組を推進するため、県民皆で支え合う環境づくりを促進するものとする。」ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 ほかにどういった御意見でも構いませんけれども、ございましたら。

岩切委員 このポイント解説の3ページ、3段落の第3項関係と第4項関係なんです。後段に切れ目なく対象としているという言葉使いがございまして、特に、第4項関係、先ほどの議論がありまして、どういう学校等の定義に対して、「切れ目なく」というところが、どうも議論の結果、若干の切れ目は残しちゃったような気がする。だから、要は、第1項関係、2項関係のように、「何々と定義した」という表現で終わったほうがいいのかなと思ひまして、第3項関係で申し上げれば、後段ですけれども、「これらを総括して「地域活動団体」として定義した」と、第4項関係では、「これらを総括して「学校等」として定義した」というふうにしたほうが、この最後の「切れ目なく対象」という言葉が、ちょっと逆におかしくなったという感じが一つありました。

続いていいですか。10ページ目です。先ほどの議論を踏まえて、解釈に関する事項のところについては、「使用している」というところ。以上、2点です。

右松委員長 わかりました。まず、3ページのほうであります。第4項関係であります。先ほどのさまざまな議論を踏まえた上で、「これ

らを総括して「学校等」として定義する」という形ではどうでしょうかということあります。御意見がなければ、そのようにいたしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 続きまして、10ページであります。こちら先ほど議論がありました。解釈に関する事項として、この部分を、この条例では、「全体としては、「親」と「保護者」を同義語として使用しています」と。その先は削除することになっておりましたが、この解釈自体を削除するのか、それとも、この条項では、「全体としては、「親」と「保護者」を同義語として使用している」という形のもの載せるかどうかならうかと思ひます。「この条の「親」は」という部分に関しては、これはもう削除ということにならうかと思ひますので、あえて、ここは同義語として使用しているの、解釈自体は残すということですかね。この親になるための学びの支援の解釈に関する事項で、この条例では、全体としては、親と保護者を同義語として使用しているというだけでいくのか、それとも、もうこれを読んでいただいたらわかるという意味で、解釈自体を削除するかどうか。

ちょっと暫時休憩します。

午後3時53分休憩

午後3時54分再開

右松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10ページに関してでありますけれども、親になるための学びの支援の中の解釈であります「この条例では、全体としては「親」と「保護者」を同義語として使用しています」ということありますけれども、これ全体として、この解釈

はもう混乱を招くといけませんから、削除という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのようにいたします。

それ以外でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 ありがとうございます。それは、ないようでございますので、御指摘のありました点につきましては、そのように修正させていただきますと思います。

また、技術的な法制上の文言の修正につきましては、正副委員長に御一任いただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

条例案につきましては、2月定例会中に政策条例検討会議の開催を求めまして、会期中に上程できるよう提出させていただきます。条例の上程が決まった際には、記者会見を行いたいと考えております。

ここで、一旦暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時57分再開

右松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、この条例の上程が決まった際には、記者会見を行いたいと思います。なお、記者会見は、委員11名全員で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員会報告書骨子案についてであります。A3版の資料6をごらんください。資料6は正副委員長のほうで作成しました委員会報告

書の骨子案でございます。調査活動の概要につきましては、当委員会の調査事項に基づきまして、1、家庭での子どもの学び・育ちの支援等家庭教育支援についての条例について、それから、右側にまいりまして、2、子どもの貧困対策等についての2つの章で構成しまして、それぞれごらんいただいておりますような項目に分けて、調査の内容、委員会としての意見等について記述することとしております。

骨子案の詳細につきましては、書記に説明をさせます。それでは、お願いします。

押川書記 御説明いたします。

資料6をごらんください。

最初に全体の構成についてですが、当委員会の2つの調査事項であります家庭での子どもの学び・育ちの支援等家庭教育支援についての条例に関することと、子どもの貧困対策等に関することごとに、それぞれ（1）で本県の現状と課題に触れた後、（2）で他県の取り組みに言及した上で、（3）で条例の提案・運用あるいは県への提言を述べるというオーソドックスな構成としております。

次に、中身に入ります。まず、冒頭で今回の調査事項に至ったまでの経緯を、平成25年度設置の委員会の成果にも触れつつ述べる形にしたいと考えております。

次に、1の（1）についてですが、からで、5月、6月そして12月の委員会で執行部から説明があった内容に加えまして、委員の先生方からの御指摘をコンパクトにまとめた形でしたいと考えております。

また、県内調査で訪れました小戸小学校の取り組みにつきましても、教科指導を行わない学習指導等支援教員の話を中心に触れたいと考えております。

次に、（２）では、家庭教育支援との関係で、熊本県、岐阜県、和歌山県湯浅町の取り組みをポイントを絞って紹介したいと考えております。

次に、（３）では、条例の提案として、条例制定までの軌跡を時系列に沿って説明した後、

条例の運用としてこれから御説明します４点について述べたいと考えております。

まず、アですが、部局の垣根を越えた体制づくりであります。これは、熊本や岐阜の調査において、条例制定後に部局横断的な連絡会議を設置したという話がございました。そのような、縦割り行政の弊害の除去とも言える体制づくりを求める内容にしたいと考えております。

次に、イの下の（ア）ですが、家庭の教育力の変化についての時系列による整理・分析であります。これは、５月の委員会で、委員の先生方から複数の発言があった部分で、家庭の教育力の変化を点ではなく線で捉えて整理・分析することを求める内容にしたいと考えております。

３つ目は、（イ）さまざまな社会環境の変化を捉えた施策の策定であります。これは、経済的な格差の拡大による子どもの貧困問題など、さまざまな社会環境の変化が、家庭の教育力低下の背景にあり、これを踏まえた施策となるよう求めるものであります。

委員会においても、委員の先生方から複数の発言がございましたほか、７月の委員会でお呼びした宮崎大学の盛満講師からもお話がございましたので、採り上げたいと考えております。

なお、施策の例としましては、調査で訪ねました和歌山県湯浅町の例、日向市の例を挙げることであります。

４つ目は、（ウ）条文・条項に沿った体系的な施策の実施であります。県外調査で訪ねました熊本、岐阜で使用されておりましたマトリック

ス図、条例の条項ごとに各部局の施策を整理した表になりますが、これを議論のツールとして体系的な施策の実施に努めるよう求める内容にしたいと考えております。

続きまして、２の子どもの貧困対策についてであります。

まず、（１）ですが、からで、委員会におきまして執行部から説明があった内容、委員の先生方からの御指摘、それに県内調査での成果につきまして、コンパクトに説明する形にしたいと考えております。

次に、他県の取り組み、（２）についてであります。県外調査で訪問しましたごらんの４カ所の取り組みについて、ポイントを絞って紹介したいと考えております。

次に、（３）県への提言については、これから御説明します５点について述べたいと考えております。

まず、スクールソーシャルワーカーの人員拡充であります。これは、６月の委員会で、委員の先生方から発言がございましたので、この発言内容に従いまして、スクールソーシャルワーカーの人員拡充に向けた予算及び人材の確保に努めるよう要望する内容にしたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援制度における周知の強化等であります。これも、６月の委員会で委員の先生方から発言がございましたので、この発言内容に従いまして、支援を必要としている方々に十分な情報が届いているかという観点から、周知の強化等の取り組みを進めるよう、要望する内容にしたいと考えております。

３つ目は、子どもたちの居場所づくり支援であります。これは、宮大の盛満講師から、「学習支援ではフォローし切れない子どもたちの居

場所づくりについても考える必要があるだろう」という示唆的なお話がございましたので、これと、今回調査しました「要町あさやけ子ども食堂」と熊本県の「地域の学習教室事業」の調査結果等を踏まえまして、具体的な例を示しながら、子どもたちの居場所づくり支援の取り組みを実施することを要望する内容にしたいと考えております。

4つ目は、 の下のア、子どもの貧困計画実施に当たっての関係部局間の連携体制の構築についてであります。これは、前回12月の委員会で、委員の先生方から提言として盛り込むべきとの御発言があった内容になります。その発言内容に従いまして、子どもの貧困問題を家庭の経済状況の悪化等の経済的側面からではなく、子どもに関する総合的な問題と捉えて、この問題の組織内での位置づけの再検討を促し、関係部局との連携体制の構築を求める内容にしたいと考えております。

5つ目は、イ、当事者が意見を述べやすい環境づくりであります。前回12月の委員会で、パブリックコメントを初めとする意見聴取の手続に関し、「現場の意見が出てくるものでなければならない」との御指摘が委員の先生からございました。この御指摘の趣旨に従いまして、継続的な意見聴取及び当事者が意見を述べやすい環境づくりに努めるよう要望する内容にしたいと考えております。

そして最後に、 の結びでは、これまでの県への提言内容を総括した内容にしたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上となります。

右松委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。

では、委員の皆様からの御意見を伺いたいと

思います。（発言する者あり）ありがとうございます。かなり盛りだくさんで、もう皆様のおかげでこういう形でまとめさせていただいたところであります。特に、もしこれを入れてもらいたい漏れがありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、今の皆様のお考えも含めて、委員会報告書の案を作成してまいりたいと存じます。なお、報告書につきましては、正副委員長に御一任いただき、案ができ上がりましたら、印刷スケジュールの関係で、個別に皆様に御了承いただくような形をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 ありがとうございます。それは、そのような形で進めさせていただきます。

続きまして、次回委員会についてであります。次回委員会は最後になりまして、3月14日月曜日に行う予定としております。内容につきましては、2月定例会最終日に行います委員長報告の案について御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時9分再開

右松委員長 最後になりますが、7のその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

右松委員長 それでは、長時間にわたりまして、本当にお疲れさまでした。以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成28年 1 月29日（金曜日）

午後 4 時10分閉会